

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
医療法人三善会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和7年8月～ 職員のニーズの把握、検討開始する。
- 令和8年4月～ 制度導入
- 令和8年4月～ リースレット配布等による職員への短時間勤務制度を周知する。

《女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供》

目標2：管理職（課長級以上）に占める女性の割合を50%以上とする。

＜対策＞

- 令和7年4月～ 会議等にて現状把握や課題確認を行う。
- 令和9年1月～ 管理職候補者の女性職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。

《職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備》

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- 男性社員・・・取得率を30%以上とする。
- 女性社員・・・取得率を80%以上とする。

＜対策＞

- 令和7年4月～ 男性も育児休業を取得しやすくするため、改正育児介護休業法に関する資料を収集し、職員に周知する。
- 令和8年6月～ 育児休業取得予定者に育児休業給付金、社会保険料免除等の情報を周知する。